

☆平和憲法から見たこの一年

◆今年もさまざまな出来事がありました。現在の平和憲法から見て三つの出来事「ウクライナ戦争、安倍元首相の国葬、敵基地反撃能力保有」に絞って、この一年を振り返ります。

(一) ロシアのウクライナ侵攻

◆2月24日、ロシアは「特別軍事作戦」と称して突然、ウクライナへの軍事侵攻を開始しました。これを境に世界の様相は一変しました。

◆「ウクライナのNATO加盟の動きがロシアにとって、重大な脅威になっていくので、これを阻止するためウクライナに侵攻する」というのがロシア、プーチン大統領の軍事侵攻の理屈です。

◆いかなる国も自分の考えを主張することは自由ですが、それを実現するために武力を持って他国に軍事侵攻するのは国際法違反です。

◆さらにその方法、戦争と関係のない民間人の虐殺、社会インフラの攻撃は人道的に許される事ではありません。無意味な殺戮・破壊を直ちに止めて、双方が話し合いのテーブルに着くべきです。

(二) 安倍元首相の国葬

◆7月8日の安倍元首相銃撃死亡事件が起こったあと、国民の多くはこの事件の背後にあるもの、そして安倍元総理の業績にある問題に目が行かず、国葬決定を概ね容認する雰囲気がありました。

◆しかし時が経つにつれ、安倍元総理は悲惨な被害者を多数出した反社会的な旧統一教会と深い関係があった事、批判の多かった新安保法の制定やモリ・カケ・サクラなどの疑惑の存在などから、国葬反対世論は6割に達しました。

◆さらに、自民党全体が旧統一教会と密接な相互依存関係にあった事も明らかに。なつたにもかかわらず、岸田政権は、それを無視して国葬を行いました。

(三) 敵基地反撃能力保有

◆12月3日、自民、公明両党は安保関連三文書(*の改訂で、敵基地反撃能力保有で合意しました。これは敵基地が攻撃準備をしていると判断したら攻撃する、しかも同盟国に対して準備している場合も攻撃するという危険な改訂です。

◆これは侵略戦争も可能にするに等しい危険な改訂です。これを可能にした出来事が、2015年の新安保法制定でした。私たちは、今でもこれは憲法違反だと理解しています。私たちは、これからも、そのことを訴えてゆきます。

二〇二二年十二月十一日(日) 護憲平和行進(通算670回目)
★浜松市憲法を守る会 事務局 浜松市中区紺屋町三〇一―一五
★月例護憲平和行進 毎月第二日曜日・午後一時・浜松市役所正面玄関集合



日本国憲法「第二章 戦争の放棄（戦争の放棄と戦力及び交戦権の否認）」

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」